

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての
陳情請願・陳情に関する回答

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答 社会保障施策を展開していくうえにおいては、厳しい財政状況の中、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、高齢者・障害者の皆さんの福祉の向上に努めてまいります。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたつて臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

回答 平成18年度から住宅改修の受領委任を実施しており、福祉用具についても、平成19年度から実施しています。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

回答 平成18年度より要支援2以上の方を対象としています。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答 平成18年度より要支援2以上で障害者手帳を持っていない方へ認定案内書と認定申請書を送付しました。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

回答 広報等で周知していきます。

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

回答 平成19年1月から自動払いを実施しています。

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、

収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

回答 対象者には、申請書を送付しています。

⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

回答 合算制度が来年度より開始となりますが、申請による実施を考えています。

⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

回答 現物給付で実施しています。

⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

回答 前年所得「0」円の減免対象者には、申請書を送付しています。

⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

回答 実施しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

回答 保険料減免は、国の示す3原則を遵守し、今後も実施します。

また、利用料減免、介護サービス改善については、ヘルパー利用料軽減(条件あり)を実施しています。

②介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答 保険料の減免は、所得段階3段階を対象とした減免を行っています。

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

回答 預貯金額での理由では対象外とはしていません。

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

回答 高齢者に対する訪問介護サービスの利用料の減免は、平成17年度から国の制度は廃止されていますが、低所得世帯の方には引き続き5%の減免を行っています。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

回答 平成17年10月から、市民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額が年間80万以下の方の負担上減額は、15,000円となっています。

通常の場合37,200円
市民税が課税されていない世帯の方.....24,600円
市民税が課税されていない世帯で合計所得.....15,000円
金額と課税年金収入額が年間80万以下の方
市民税が課税されていない世帯の方で、老齢福祉年金
を受けている方、又は、生活保護を受けている方.....15,000円

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

回答 国の制度で実施していますが、市単独では、困難と考えています。

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

回答 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に基づき、ケアマネジャーがアセスメントをし、サービス担当者会議で必要と認めた方は、その旨を書類で提出していただき、市が必要と認めた方には貸与しています。

平成18年度 67人(平成18年8月～19年3月)

⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

回答 高齢者人口、要介護認定者数を基礎に、3つの生活圏域を設定し、各1か所の地域包括支援センターを設置しています。

職員の確保については、委託料の中で3人以上を確保しています。

イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

回答 3か所の地域包括支援センターに、社会福祉士等が配置されており、困難事例については、市と連携しながら対応しています。

また、高齢者虐待(疑い)についても、市と地域包括支援センター、関係機関と連携

しながら進めています。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

回答 17年度までの在宅介護支援センターの賃金を踏まえ設定し、平成18年度は、運営費として、1包括支援センターあたり、16,317千円、平成19年度は16,977千円で委託しています。

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

回答 第3期介護保険事業計画に沿って、平成19年度に介護老人福祉施設を1か所、認知症通所介護1か所、平成20年度に認知症対応型共同生活介護1か所、小規模多機能型生活介護1か所を予定しています。

⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

回答 居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会や、ケアマネジャーが自主的に行っているケアマネクラブで、研修を実施しています。
ケアマネジャーには、シルバーサービス振興会が行う住宅改修や、福祉用具研修会に参加していただいております。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

回答 検討していきます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないください。

回答 地域支援事業の平成19年度予算は、保険給付費の2.02%で、保険料を含めた財源運営します。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答 配食サービスは、月曜日から金曜日までの週5日、昼夜選択制で実施しています。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

回答 生活支援の中で対応しています。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

回答 要介護3以上の高齢者を在宅で介護している方に、月2,000円の商品券を支給しています。18年度支給 501人

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

回答 市の制度として、生計中心者の所得税が14万円以下の世帯で、支援の必要な高齢者の住宅改修に、介護保険を含め30万円の助成を行っています。

18年度 15件 1,371,336円

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

回答 高齢者の方を対象に閉じこもり予防として、市内8か所で「いきいきサロン」、保健センターでは、元気アップ教室(運動器機能向上)、高齢者栄養改善、口腔機能向上の介護予防事業を行っています。

また、平成19年10月からいこまいCAR(予約便)が実施されています。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

回答 国民健康保険税及び介護保険料については、市独自の負担増を軽減する対応は困難です。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

回答 減免を継続する対応は困難です。

3. 高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

回答 負担割合変更に伴う助成は財政的に困難です。

②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

回答 市独自の対応は困難です。

★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

回答 後期高齢者広域連合に、要望を伝えていきます。

4. 子育て支援について

★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答 県の乳幼児医療制度拡大に対する対応を考えています。

★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

回答 平成19年度から、妊産婦にかかる経済的不安を軽減し、少子化解消の一助にすることを目的として、公費負担による妊婦健康診査を2回から10回、産婦健康診査を1回追加しました。

③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

回答 妊産婦の医療費の無料化について、市が独自で実施することは財政的に困難です。

④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

回答 学校及び市の窓口(学校教育課)で受け付けています。

5. 国保の改善について

①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

回答 国民健康保険法の趣旨に則り運営をしていきます。

★②保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答 所得減少による減免対象に資産割を加えました。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答 新たな減免制度は困難です。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

回答 新たな減免制度は困難です。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

回答 不況対策の一環として、失業・休業によるもの及び長期療養を要する方については、前年所得金額を400万円以下の基準に拡大し対応しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

回答 滞納している納税者に対し納税相談を実施し、資格証明書又は短期被保険者証を交付しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答 納税者と十分に納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

回答 国の指針により行っています。

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

回答 現時点では考えていません。

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

回答 機会をとらえ制度の周知に努めます。

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

回答 厳しい国保財政の中で制度を創設することは難しい状況です。

6. 生活保護について

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

回答 生活保護基準に基づき、適正に対応しています。

7. 障害者施策の充実について

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

回答 資産要件も見直しされたことから、撤廃は考えていません。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

回答 市独自の軽減策として、移動支援では低所得者の方には 5%の減免を実施しています。また、地域活動支援センターにおいては、軽減した利用者負担額としています。

- ③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

回答 利用範囲については、県下各市の動向を見据えて検討します。また、利用時間については、必要な時間を支給しています。

- ★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

回答 精神疾患の通院医療費の自己負担分を助成しています。また、入院医療費は、2分の1を助成しています。

- ⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

回答 児童デイサービスについては、市で負担軽減措置をした利用料を定めています。また、該当施設での給食については実施していません。

- ⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

回答 今後の検討課題とします。

- ⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

回答 地域活動支援センターについては2か所ありますが、1か所は指定管理者で人件費も見込んであり、もう1か所については委託料で対応しています。小規模授産所については、該当施設がありません。

8. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

回答 (1) 平成20年度から始まる特定健診については、現在、協議中です。
歯周疾患検診については、自己負担額は現在もありません。
がん検診については、受益者負担ということで一部負担額があります。
財政状況の厳しい中、また、受益者負担の考え方からも自己負担額を無料にすることは困難です。

(2) 実施期間は、7月から10月までの4か月間です。

(3) 個別医療機関委託方式により実施しています。

- ② 歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

回答 歯周疾患検診については、現行水準を維持し、75歳以上の検診については、後期高齢者医療広域連合に要望を伝えていきます。

- ③ 子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

回答 子宮がん検診については、20歳以上の女性を対象に、年1回実施しています。乳がん検診については、これまで医療機関に委託して行っていた視触診法による検診を廃止し、平成19年度から集団方式で、視触診法との併用により、30歳から39歳の女性については、超音波検診を年2回実施し、40歳以上の女性については、マンモグラフィ検査を年15回実施しています。

- ④ 前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

回答 集団方式で、50歳以上の男性を対象に実施しており、希望者全員が受診しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

回答 国の施策であります。よく動向を見守り、必要があれば関係機関に要望します。

- ② 後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

回答 全国市長会より国へ要望されています。

- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。

回答 市長会などを通じ、国に対して要望書を提出していきます。

- ④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

回答 全国市長会より国へ要望されています。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

回答 国の施策であります。県や近隣市町の動向をよく見守り、必要があれば関係機関に要望します。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

回答 負担割合変更に伴う助成は困難であり、県への要望は難しいです。

②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。

回答 現行制度については、県の補助を受けての事業として実施しており、県への要望は難しいです。

③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。

回答 後期高齢者広域連合の減免制度の把握に努めます。

④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。

回答 子どもの医療費の無料化の拡大に関する意見書が提出されています。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

回答 県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

回答 県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

回答 資産要件も見直しされたことから、撤廃は考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。

②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。

③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。

④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。

⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

回答 ①～⑤までは、新たな制度として開始されますので、慎重な審議をされるよう要望していきます。